

石川郡内における“稻WCS一気に40haになった・・！！！”取り組み

須賀川農業普及所

主査 柳沼 浩



石川郡内では、平成20年度より生産調整の円滑な推進と粗飼料自給率向上のため、JAあぶくま石川を中心として、関係機関・団体が一丸となって、稻WCSの生産と利用が始まりました。

郡内には、JAあぶくま石川が事務局を務める「石川地方農業振興協議会」（以下、協議会という。）という組織があります。この協議会は、農業に関する課題等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、関係機関・団体の実質的なワンフロア化を目指した組織です。さらに、担い手育成などの重点的な課題や専門性の高い分野に取り組むために専門部会が設置されています。今回、稻WCSに取り組むにあたり、協議会の畜産部会が中心となり、畜産農家に対する需要量調査を行った結果、稻WCSの十分な需要があることが把握でき、WCS用稻の作付推進に取り組むこととしました。

稻WCS生産を推進するにあたり、当面の課題は収穫・調製を行う機械でした。石川郡内は半湿田地帯であることから、水田に畜産農家が所有する大型機械が入れない場が多く、WCS用稻の作付を推進するには専用の機械導入が不可欠な状況でした。そこで、JAあぶくま石川が事業主体となり、国の助成とJA福島中央会の助成を活用しながら専用の収穫・調製機械一式（コンバインバーラー、ラッピングマシン、運搬機）を事業費約13,000千円をかけて導入することとしました。この決定により、WCS用稻作付推進の課題の一つであった土壤条件等の部分が解決することになりました。

次に、畜産農家のメリット措置と稻作農家の所得確保に取り組みました。畜産農家が最もメリットを感じられる部分は販売価格であることから、協議を重ねた結果、最終的に生産物1kgあたり15円として取引を行うこととしました。これにより、乾物あたりの単価が輸入チモシー乾草の半額程度に抑えられることとなりました。また、福島県酪農協県南支所、しゃくなげ酪農協および石川郡畜産農協が窓口となり、国の助成措置（稻WCS給与実証助成：10,000円/10a）を活用することにより、畜産農家の負担をさらに抑えることができました。

稻作農家の所得対策については、産地づくり交付金の見直しを行い、WCS用稻の助成単価を50,000円/10aとするとともに、団地化助成や機械利用助成などにも取り組むことで、通常の主食用米生産と同等の所得を確保することができました。

これらの条件を整備したうえで、WCS用稻の作付推進にあたっています。石川郡では稻WCSの生産が初めてであったことから、関係機関・団体が役割分担を行って取り組んでいます。各町村と営農生活センターにおいては、取り組みの推進と作付面積の取りまとめを行い、県酪農協県南支所、しゃくなげ酪農協および石川郡畜産農協では稻WCS利用者の取りまとめを行っています。また、栽培技術、収穫・調製技術および給与に関する技術的な支援全般は須賀川農業普及所が行い、取り組み全体の調整や各関係機関・団体、収穫・調製作業受託者および生産者との連絡調整等についてはJAあぶくま石川本店が行っています。

このように各関係機関が一体となった体制で推進を行った結果、当初見込んでいた15haを大きく上回る約40haの作付面積となりました。このため、専用機のみでの収穫・調製が困難となったことから、県酪農協県南支所が窓口となり石川町の酪農家により、ロールベーラーを活用した収穫・調製の支援体制が整備されました。これにより40haの稻WCS生産を進めるうえでの主要な課題が解決し、取り組むことができました。また、収穫・調製現場で随時発生する課題や問題点についても、関係機関・団体等の職員が作業現場に立ち会うことで迅速に解決することができました。

今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、地域に定着した取り組みにするため、さらに積極的な推進を図っていきたいと考えています。



専用機による収穫風景



肉用牛への給与



収穫風景



開封直後の稻WCS

JAグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 Tel 024-554-3072 Fax 024-554-6022)

http://www.fs-suishin.jp/04_doc/04_vision.html

牛に導かれて「集落営農」 遊休農地放牧の新たな可能性

田村農業普及所 経営支援課
課長 五十嵐 裕二



高騰している飼料代を抑える技術として、遊休農地を活用した牛の放牧が注目を浴びています。

ここ田村地域でも、放牧への取組が活発化していますが、その中から、想定していなかった「思わぬ効果」が出てきています。それは、「集落営農」の有効な手段としての側面です。

今年度、田村農業普及所では、遊休農地活用対策の一環として、田村市船引町の美山地区に、繁殖和牛の放牧80aの展示場を設置しました。放牧地は遊休化した畠地と桑園、雑木林が一体的になっている場所であり、土地を有効活用するためには地権者との調整が必要でした。また、一部雑木林もあったため、電気牧柵の設置にも「木の切りたおし」という特殊技術が必要でした。また、水の確保も容易ではなく、やや離れた湧水を利用することになりました。また「極力お金をかけたくない」ということで、パイプハウスの廃材や使わなくなった風呂桶の活用なども行いました。

これらの課題を、担当農家と相談し、地域の人たちの協力を得ながら、一つ一つクリアしていくうち、地域の中で新たに放牧に取り組む人、農地を提供したい人の広がりが生まれ、気がつくと、活動そのものが「集落営農みたいなもの」になっていたのです。

その結果、全く放牧が実施されていなかったこの集落で、5名の農家による4.6haの放牧地が新たに誕生したほか、隣の地区でも取り組む動きが出てきてい

ます。

この、集落営農的な取組が生まれた要因を分析してみると、放牧が持っている、次のような側面が浮かび上がってきます。

- ある程度まとまった土地が必要であるため、土地利用の調整が必要になってくること。
- 放牧は、遊休地を保全する省力的で有効な手段であり、貸す人、借りる人、双方にメリットがあること。
- 地域の中の人的・物的資源を有効活用できる手段であること。
- 目に見える成果がすぐ現れ、達成感を共有できること。

・・・・・



田村地方は、一戸あたりの水田面積が少なく、自家用米が中心で、稲作に依存した経営は極めて少ない地域です。このため、水田経営の合理化を核とした、いわゆる一般的な集落営農は成立しにくい土地柄です。

しかしながら、畠の遊休農地問題は深刻で、個人の努力で何とかなるようなレベルをすでに超えているため、集落営農的な活動は、問題解決の有効な手段になりうることは事実です。

そのような中にあって、畜産地帯であるという地域の特質を生かしながら、地域を巻き込み目に見えた成果をあげていく「牛の放牧」は、一つの方向性、「集落営農の新しいかたち」を示すものとして、注目して良いと考えます。